

第3章

目標実現のための取組



『目標』を実現するために、すべきことは何だろう?
できることは何だろう?
一人ひとりが考え、実行しよう！

1. 目標実現に向けた基本的な考え方

(1) 4つの基本方針

目標実現にむけた基本的な考え方として、次の4つの「当たり前」の実現をめざします。

※「当たり前」とは、日々の生活、考え方、行動の中に、意識しなくとも生物多様性への配慮がありこまれているような状態のことをさします。

<ハード面での取組>

基本方針 1

多様な生きものが 生息・生育する空間づくり

「多様な野生の生きものがはぐく
まれている」ことが当たり前なま
ちをめざします

基本方針 2

自然を守り・育て ・活かす、場づくり

「市民などが豊かな自然に身近でふ
れあい、楽しみ、学ぶことができる」
ことが当たり前なまちをめざします

各基本方針にもとづくさまざまな施策を
相互に関係づけをはかりながら、
取組を進めます

<ソフト面での取組>

基本方針 3

自然を守り・育て・活かす、 人・情報づくり

「稲城市の自然や自然環境の大切
さ、恩恵を市民などが知っている」
ことが当たり前なまちをめざします

基本方針 4

自然を守り・育て・活かす、 暮らし方・地域社会づくり

「自然と暮らし・経済のすべてが
元気」なことが当たり前なまちを
めざします

2. 目標実現に向けた施策

目標の実現に向けて、4つの基本方針、10の施策テーマにもとづく35施策の推進をはかります。

基本方針	施策テーマ	施 策
【基本方針1】 多様な生きものが生息・生育する空間づくり	(1)今ある自然を守る	①自然環境の担保性の向上 (p31) ②野生動植物などの保全 (p38) ③水辺環境の保全 (p40) ④土壌環境の保全 (p40) ⑤外来種対策をはかる (p41)
		①緑化における在来種の活用による地域遺伝子の保全 (p43) ②里山林の維持管理・再生 (p43) ③公園・街路樹などにおける生きものに配慮した維持管理の実施 (p45) ④生きものも生息するゴルフ場との連携・協働 (p45)
		①エコロジカル・ネットワークの形成 (p46) ②水域・水辺の連続性の保全・再生 (p47) ③開発事業などを通じた自然環境の創出 (p48) ④生きものの移動に留意した道路などの整備 (p48) ⑤企業敷地や個人宅の庭などにおけるビオトープの創出 (p49)
		①保全・維持管理のしくみづくり (p49) ②財源の確保 (p50) ③生物多様性の評価・認証制度の活用 (p50)
		①生きものをはぐくむ校庭・園庭の整備 (p51) ②環境学習、自然環境保全活動拠点の整備・充実 (p51)
	(2)自然とのふれあい・学びの場をつくる	①自然にふれあえる水辺の整備・活用 (p52)
		②自然を活かした環境教育や学習フィールドの整備・活用 (p53)
【基本方針3】 自然を守り・育て・活かす、人・情報づくり	(1)自然への関心・理解を広げ高める	①生きもの情報の収集・蓄積・活用 (p54) ②生物多様性・自然に関する情報の発信 (p55) ③外部評価の活用 (p55)
		①学校教育における自然環境学習の推進 (p56) ②市民活動・企業などによる生物多様性保全活動の活性化 (p57) ③大学・企業などとの連携による自然環境の保全・活用の推進 (p57)
		④自然を守り・伝える人との連携 (p58)
【基本方針4】 自然を守り・育て・活かす、暮らし方・地域社会づくり	(1)自然と経済を結びつける	①消費活動を通じた生物多様性への貢献の推進 (p59) ②農地の保全・環境保全型農業の推進 (p60) ③自然資源を活かした産業の振興 (p60) ④自然資源を活かした観光の推進 (p60)
		①地球温暖化対策の推進 (p63) ②ごみの不法投棄、ポイ捨ての防止 (p63)
		③水域における水質などの保全 (p63)

多様な生きものが生息・生育する空間づくり

「多様な野生の生きものがはぐくまれている」ことが当たり前なまちをめざします

＜施策の進捗をはかる指標＞

指標項目	現状（実績年度）	目標値（目標年度）
緑被率※ ¹	56.7%（平成 21 年度）	約 50%（平成 33 年度）
稻城市自然環境保全地域の指定面積（市条例）※ ¹	9.0ha（平成 26 年度）	16.1ha（平成 32 年度）
市民による樹林地維持管理箇所数※ ¹	—	3 箇所（平成 34 年度）
稻城市的「自然の豊かさ」に「満足」と答えた市民の割合※ ²	45.1%（平成 26 年度）	51%以上（平成 36 年度）

※1：「第二次稻城市環境基本計画」

※2：5 年に一度実施している「市民意識調査」

（1）今ある自然を守る

稻城市に現在残っている自然を地域の資源・資産として保全、継続的な活用をはかり、将来に引き継ぎます。

■施策①：自然環境の担保性の向上

市内における良好な自然環境（樹林地や水辺など）の土地の担保性を高め、長期的・永続的な保全をはかります。また、保全にあたっては、自然環境の保全・回復に際しての規模・配置及び形状に関する一般原則（p37 コラム参照）に留意し、効果的な保全に努めます。

＜実行施策＞ ※本戦略の計画期間内に推進する施策

- 市の独自の制度である「自然環境保全地域」（「稻城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例」）への指定・拡充を引き続き進めます。
- 市面積の約 11%を占める民間ゴルフ場、および大規模緑地を有する多摩サービス補助施設の敷地内樹林地・草地・水辺などについて、戦略の考え方・目標などを共有し、連携を呼びかけます。

＜発展施策＞ ※社会・環境条件の変化や必要に応じて実施を検討する施策

- 小田良谷戸公園や清水谷戸緑地においては、里山的な景観を残す既存樹林地や農地を活用した公園・緑地としての整備促進について、東京都へ要望していきます。
- 特に重要な自然環境については、国の制度である「特別緑地保全地区」（「都市緑地法」）の指定などを検討し、長期的な計画のもとで永続的な保全を検討します。
- 多摩市や川崎市、府中市、調布市など、周辺自治体との行政界に保全すべき自然環境がまたがる場合については、隣接自治体との連携によるそれぞれのエリアにおける保全地域への指定のほか、東京都の保全地域や国の制度などの活用などによる、市内の自然環境の保全を検討します。

三沢川左岸丘陵地一帯



多摩サービス補助施設



フデリンドウ アオオサムシ



ミヤマナルコユリ アオゲラ **



城山公園



ナガハノスミレサイ ヒバカリシン



ヒオドシチョウ ショウリョウバッタモドキ

稻城中央公園一帯



稻城中央公園



ヤマユリ トウキョウダルマガエル



ヒガシニホントカゲ エサキモンキツノカメムシ

かさやと 上谷戸川一帯



上谷戸親水公園



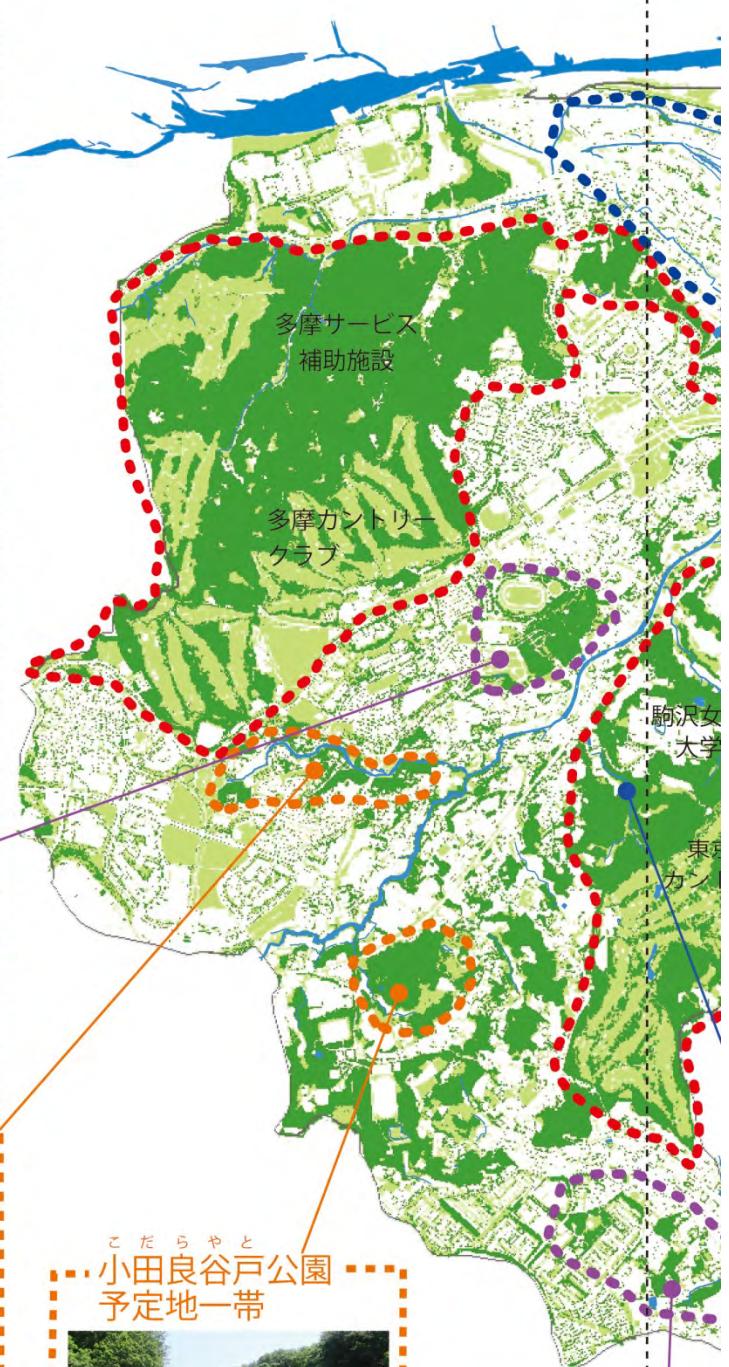
上谷戸川沿いの水田



アキアカネ チョウゲンボウ **
アブラハヤ ノジスミレ



タマノカンアオイ キツネ **
カワニナ カブトムシ



こだらやと
小田良谷戸公園
予定地一帯



小田良谷戸



稻城ふれあいの森
(特別緑地保全地区)

平尾地域



平尾谷戸通り南側緑
(自然環境保全地域)



ウグイス ** タチツボ

図 稲城市の自然環境拠点

多摩川

是政橋上流付近

**キツネ
**ヨシ

大丸用水一帯

ヒルムシロ
カマツカ
ニホンアマガエル
トウダイグサ

三沢川右岸丘陵地一帯

穴澤天神社 (自然環境保全地域)
妙見寺 (自然環境保全地域)

クヌギ
モミジイチゴ
ヤマトタマムシ
ルリボシカミキリ

清水谷戸川一帯

し明清と
清水谷戸川

ホトケドジョウ
サワガニ

カワセミ **
アカネスマレ

三沢川

三沢川親水公園

オイカワ
マルタ

コサギ
カワヅシャ

草地
樹林地
水域

【写真出典】* 市民提供 / ** (公財)日本生態系協会
上記以外、印のない写真は市内で撮影した写真。

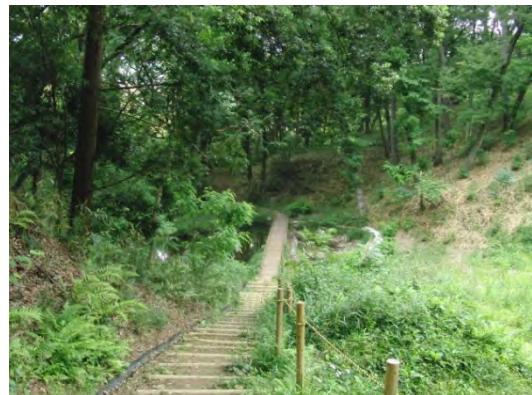
＜稻城市的自然環境拠点＞

エリア名	現 状
三沢川左岸 丘陵地一帯	市西部のまとまった樹林地。多摩川にも近く、多摩川沿いの自然も含めた広域的なネットワーク拠点としても重要。
	城山公園 多摩サービス補助施設と隣接している城山公園は、樹林と地形を活かした自然公園として市民の身近な自然環境となっている。大麻止乃豆乃天神社境内のうっそうとした樹林は自然環境保全地域に指定されている。
	ゴルフ場 多摩カントリークラブなどのゴルフ場の大規模草地は人工的に維持管理されており、草地を生息・採餌場所とする動植物にとって貴重な空間となっている。
	多摩サービス補助施設 70年近くにわたって人の手の入っていない大規模樹林地であり、人の干渉も少ないため野生動物の重要な生息空間となっている。構内路沿いは粗放的に管理されており、里山林としての環境も残されている。
三沢川右岸 丘陵地一帯	市東部のまとまった樹林地。三沢川と近接し、川沿いの自然環境と丘陵樹林とのつながりの保全、隣接する川崎市多摩区との崖線など緑地にもつながっている。
	南山東部 地域 丘陵部の樹林地や谷戸地形を保全・活用した地域づくりが計画されており、まとまった規模の自然を活かしたまちづくりが進められている。
	ゴルフ場 よみうりゴルフ俱楽部、東京よみうりカントリークラブなどのゴルフ場によって人工的に維持される大規模草地と周辺樹林地、人の干渉の少ない環境が野生動物にとって貴重な空間となっている。
	清水谷戸川 一帯 駒沢女子大学周辺の斜面林を含む清水谷戸川一帯は、市内では見られなくなった本来の谷戸のせせらぎを残す谷戸川であり、湧水のある川沿いの崖地、源流部の谷戸田および湿地（かつての水田耕作地）など斜面林などが一体的に残されている貴重な自然環境である。
妙見寺 (自然環境 保全地域)	境内樹林および周辺畠地、樹林が一体的な緑地として良好な自然環境を呈している。境内の池は人工的ではあるが、ヒキガエルの産卵場になっている。
	穴澤天神社 (自然環境 保全地域) サワガニやオオゲジが生息する湧水のある洞窟と社寺林および周辺が一体的な樹林地となっており、川崎市多摩区の小沢城址特別緑地保全地区などと近接している。
小田良谷戸公 園予定地一帯	稻城ふれあいの森特別緑地保全地区および小田良谷戸など、水辺と樹林地、谷戸田など里山が一体的に残っている。湧水もあり、小田良谷戸ではハイケ・ゲンジの両ホタルが自生している。
稻城中央公園 一帯	里山林としての管理により林床には多様な野草が自生しているほか、人工的に作られた池にはカエル類やメダカ、ドジョウ、ヤコ類などが確認されている。周辺には水田や竹林なども残されている。
多摩川 (河川管理者： 国土交通省)	砂礫河原とヨシ原などの草地が広がる広域的な環境軸であり、三沢川や大丸用水とつながる水域環境としても重要。多摩市境付近の河川沿いは、崖地と流れにはさまれて人が立ち入らないこともあり、生きものの重要な生息空間となっており、多摩川の「生態系保持エリア」に指定されている。
三沢川 (河川管理者： 東京都)	中下流部では、親水性や自然護岸の確保に留意した河川整備が行われている。未整備区間では護岸から湧水が湧出しているほか、川沿いに連続した樹林地が残っている。川の源流部である川崎市黒川地区ではホタルが自生している。
上谷戸川一帯	川沿いに連続した樹林地や水田が残されており、公園内橋梁では毎年チョウゲンボウが繁殖している。
大丸用水一帯	まちなかを縦横に流れる用水は、暮らしの身近な水辺として親しまれている。歴史文化を感じさせるエリアと、生きものの生息に配慮した整備が行われているエリアなど多様な環境がある。用水沿いの水田では用水を利用した稲作がおこなわれており、水田や周辺の水路にはカエル類やトンボ類、貝類などが生息している。
平尾地域	丘陵部に竹林や雑木林が残されており、一部では林床の管理などがされており、雑木林の林床に生育する希少な植物なども確認されている。

稻城市内の取組事例

「稻城ふれあいの森特別緑地保全地区」の指定

平成 25 年 6 月、稻城市では、自然を活かした野外活動・レクリエーション活動施設として市民に親しまれている「稻城ふれあいの森」を、地権者さんのご厚意により、稻城市では初となる「都市緑地法」にもとづく「特別緑地保全地区」に指定しました。指定によって、都市に残された約 6.2ha の豊かな樹林地の自然が、将来にわたって保全・活用されることになりました。



稻城ふれあいの森

稻城市内の取組事例

東京都・多摩市との連携による自然環境の保全

平成 26 年 11 月、「東京における自然の保護と回復に関する条例」にもとづき、稻城市的緑地（市有地）を含む、多摩市連光寺 6 丁目と稻城市若葉台 4 丁目にまたがる一帯を「連光寺・若葉台里山保全地域」(32,923 m²) に指定し、保全をはかつていくことを決めました。

この地域の湿地には、環境省の絶滅危惧種 I 類であるキバサンギガイ、II 類のミズコハクガイなどのきわめて希少な貝類や、ヘイケボタル、ホトケドジョウなどが生息、雑木林には、タマノカンアオいやキンランなどの希少植物も生育しています。



「連光寺・若葉台里山保全地域」
の湿地と樹林地

行って
みよう！



稻城の自然の中で生きものをさがしてみよう！

稻城の自然の中に出かけて、生きものの多様性を実感してみませんか？
こんな近くにこんな自然が！と思うような発見・驚きがきっとあります。
p 32-33 の図では、稻城市内でも特に重要と考えられる自然の拠点を紹介しています。見つけた生きものは、ぜひ「生きものログ」に登録してください！（p 58 「おしえて！みぢかな生きもの」参照）

稻城市内の取組事例

稻城市的自然を守る制度「自然環境保全地域」

稻城市では、『稻城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例』にもとづき、残された貴重な緑を自然環境保全地域に指定し、緑の保全を図っています。

地権者の皆さんのご理解・ご協力のもと、現在(平成 27 年 3 月)、12箇所、約 9 万 m²が「自然環境保全地域」に指定されています。



大麻止乃豆乃天神社



よみうりランド北側緑地

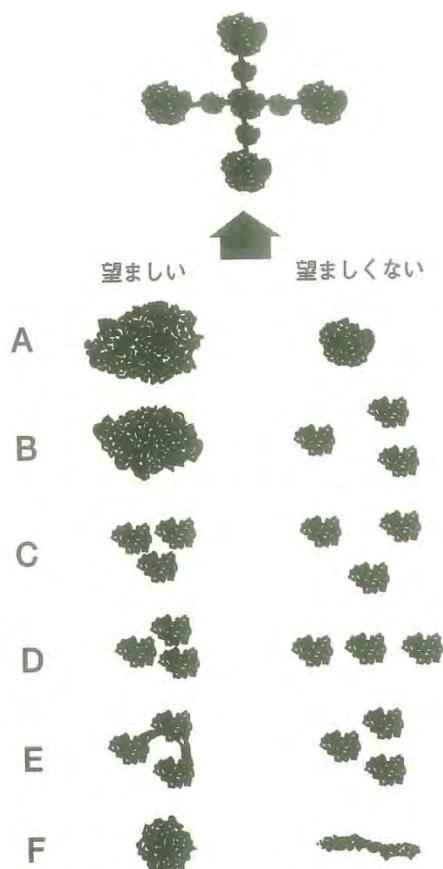
「自然環境保全地域」一覧

指定番号	名 称	指定面積(m ²)	主な樹種	指定年月日
1	穴澤天神社	5,136	スギ・ヒノキ	昭和 50.11.10
2	大麻止乃豆乃天神社	6,950	クヌギ・ナラ	昭和 50.11.10
	円照寺	763		平成 22.12.14
3	杉山神社	2,545	ソロ・スギ・ケヤキ・クヌギ	昭和 50.11.10
	戦没者慰靈碑	461		昭和 51.11.10
4	坂浜天満神社	3,386.32	サクラ・スギ・ソロ	昭和 52.6.14
	一村共有地	1,317		
5	妙見寺	28,579.31	クヌギ・コナラ	昭和 59.6.14 平成 22.1.26
6	普門庵	6,215	コナラ・アラカシ・シラカシなど	平成 7.4.1
7	よみうりランド北側緑地	21,343.40	スギ・ヒノキ	平成 22.1.26 平成 22.2.25
	上谷戸大橋東側緑地	3,419.95	ケヤキ	平成 22.12.14
9	保健センター西側緑地	1,602	タケ、ケヤキ	平成 24.3.5
10	平尾谷戸通り南側緑地	2,772	タケ・ケヤキ・ミズナラ・カシ	平成 24.3.5
11	ひらお苑北側緑地	2,786	タケ	平成 25.2.14
12	弁天洞窟南側緑地	2,228	タケ	平成 26.3.4
合 計		89,503.98		

野生動物は、採餌、休息、繁殖など、その生活史の中で複数の異なるビオトープを利用します。また、その種が将来にわたって生息し続けていくためには、「遺伝子の多様性」が重要であることから、同種間の遺伝子交流が可能な複数のビオトープとその間のつながりも必要です。

このように、さまざまな生物が長期にわたって生存しつづけていくためには、さまざまな多くのビオトープがつながっていることが重要で、そうしたつながっている状態を「ビオトープ・ネットワーク」または「エコロジカル・ネットワーク」と呼びます。

ビオトープを効果的にネットワーク化していくためには、下図に示す A～F の原則に基づいてビオトープを保全・復元・創出していくことが必要です。そして、自然環境を保全・再生していくうえでは高次消費者が生息可能な生物空間をより広い面積、より円形に近い形でかたまりとして確保し、それらを生態的回廊で相互につなぐことが、生物多様性を確保する上で一般的に最も効果的です。



- A) 生物生息空間はなるべく広い方が良い。
タカ、フクロウやキツネなどの高次消費者が生活できる広さがひとつの目安になる。生物多様性に富み、安定性が増し、種の絶滅率が低くなる。
- B) 同面積なら分離した状態よりもひとつの方が良い。
ひとかたまりの広い地域であってはじめて高い生存率が維持できる多くの種は、生息空間がいくつかの小面積に分割されると生存率が低くなる。
- C) かたまりで確保できない場合には、分離させない方が良い。
生物空間が接近することで、ひとつの生物空間で種が絶滅しても、近くの生物空間からの種の供給が容易になる。
- D) 線状に集合させるより、等間隔に集合させた方が良い。
等間隔に配置されることで、どの生物空間も、ほかの生物空間との間での種の良好な交流が確保される。線状の配置は、両端に位置する生物空間の距離が長く、種の交流を難しくしてしまう。
- E) 不連続な生物空間は生態的回廊(エコロジカル・コリドー)でつなげた方が良い。
分断されている生物空間をコリドーによりつなげことで、生物の移動が容易になる。コリドーの形態は野生生物種により異なる。
- F) 生物空間の形態は、丸い方が良い。
外周の長さも小さくなり、外部から干渉が少なくてすむ。

- 高次消費者：タカやフクロウ、キツネなど自然界の食う食われるの関係の頂点に立っている種。
- 生態的回廊(エコロジカル・コリドー)：生きものが移動する渡り廊下となる連続した自然空間のこと。

自然環境の保全・回復に際しての規模・配置及び形状に関する一般原則

(出典:Diamond,M1975 より改図)

■施策②：野生動植物などの保全

○希少種の保全

稻城市に生息する生きものが、将来にわたって生息し続けていけるよう、数を減らしている動植物については、保全をはかっていきます。

○人の暮らし・活動との調和

農業などの産業や人の暮らしにおいて、野生の動物は農作物の食害、遭遇による傷害など、害を与える存在になることがある一方で、農業による農薬やレクリエーションとしての釣りで捨てられた釣り糸・針が、野生動物などに負の影響を与える事もあります。

同じ空間を利用して生きる存在として、どうおりあいをつけ調和をはかっていくのかをみんなで考え、野生の生きものとの共存の方法を探していきます。また、天敵の絶滅による特定の種の大増殖など、地域の生態系ピラミッドがくずれてしまった時は、生態系の自然のつながりだけに任せのではなく、狩猟・駆除などによる人為的な個体群管理なども検討していきます。

＜実行施策＞ ※本戦略の計画期間内に推進する施策

- 国や東京都のレッドリスト（保護上重要な野生生物種）に掲載されている絶滅が心配される動植物については、特に留意すべき種として、生息・生育環境の保全・再生に努めます。
- 獣害による農作物被害やその対策について、現状を広く市民に情報発信し、共存していくための方向性について考えるきっかけづくりや、共存をはかるためのモデル事業の実施について検討します。

コラム

「種の絶滅」が意味すること

ある1種の生きものが絶滅するということは、それは単に「1つの種がいなくなること」ではありません。その種を食べていた生きものの生息がおびやかされ、その種に食べられていた生きものも一時的にはその数が増えるものの急増することで餌が減少するなど、絶滅した生きものと直接的な“つながり”を持っていた生きものが影響をうけ、さらに玉突きのように間接的なつながりを持っていた生きものが影響をうけ、絶滅した種によっては、地域の生態系そのものがこわれてしまうこともあります。

逆に、1種の生きものを守るということは、その生きものとつながっている多くのいきもの、地域の生態系を守ることにつながります。

考えて
みよう！



かつて日本には広く「ニホンオオカミ」が生息していました。

→ なぜ絶滅したのでしょうか？

→ オオカミの絶滅は日本の生態系にどんな影響を与えたでしょうか？

コラム

野生動物と共に生きるために

野生の生きものと共に生きていく上では、いい面もたくさんありますが、悪い面もあります。わたしたち人間同士の間でも、相性のいい人とそうでない人がいる中で、お互いに仲良く暮らしていくためのたくさんのルールやマナーがあります。同様に野生動物と共に生きていくためにどうしたらいいか、動物とのつき合い方をみんなで考えましょう。

■そっと見守ろう

動物が媒介となる病気として、タヌキの疥癬病（かいせんびょう：皮膚病）や、北海道のキタキツネのエキノコックスが知られています。どんな動物でも、それが健康な個体であっても、寄生虫や病原菌と無縁ではありません。むやみに怖がったり避けたりする必要はありませんが、基本的には「そっと見守る」のがルールです。自然観察などで捕まえた場合も、触った手を目や口にもっていかないようにし、観察が終わったら手洗いをしましょう。

キツネなどが増えると、人がかまれたりすることが出てくるのでは？と考える人もいるかもしれません。しかし、どんな野生動物にとっても人間は怖い存在であり、いじめられる、自分の子供が危険だと感じる、食べ物を横取りされる、出会いがしらで驚く、など自分の身を守るための必要性がない限り、基本的には襲ってくることはありません。

従って、石を投げていじめたりするのはもちろん、食べ物をあげたり、かわいいからと動物の赤ちゃんをつれてきてしまうのもルール違反です。野生動物には野生動物の暮らしがあることを理解し、適度な距離を保ちましょう。

巣から落ちているヒナを見かけたら、近くに親鳥がいる可能性がありますので、拾わずにその場を立ち去りましょう。また、病気の動物や動物の死体を見かけた場合なども含め、対応に迷った時は、まずは市役所や多摩環境事務所などに相談するようにしましょう。

■野生動物による害をどう考えるか？

野生動物は、時として人にとって害を与える存在になります。例えば次のようなことは身近で聞いたことがありませんか？

- ・農作物やニワトリなど、人間が育てた農林漁業畜産物を食べてしまう。
- ・街路樹に大群でやってきて鳴き声がうるさく、糞のにおいがくさい。
- ・ごみ袋をあさって散らかしてしまう。など

野生動物も生きものなので、食べなければ生きていけません。そして、人間のように食べものの所有者や境界線などの意識はないため、野外のすべての場所が野生動物にとっては餌場になります。人間活動の広がりによって本来の餌場やねぐらであった自然が失われ、ますます人間の生活の場に野生動物が出てくることが多くなっているようです。そうは言っても、農産物など、暮らしの糧を荒らされるいっぽうでは、農家などは生活していくことができません。

一番の対策は、生息環境である自然をしっかりと守ることですが、との接点を全くなくすことはできません。従って、身近な自然の重要性を認識し、野生動物と共に生きることを選択するのであれば、被害を地域全体で負担するなど、一部の人だけに負担がいかないようにするなど、対応策をみんなで考えていくことが重要です。



野鳥の子育て期間に全国で展開される「ヒナを拾わないで」キャンペーンポスターの例

■施策③：水辺環境の保全

多摩川、三沢川、大丸用水、および清水谷戸川、西小田良川など、市内を流れる河川や用水路などの流水環境はもとより、湧水や湿地などの自然環境の保全について、国や東京都、および上下流域の自治体などとの連携により、保全をはかっていきます。

＜実行施策＞ ※本戦略の計画期間内に推進する施策

- ・ 多摩川および沿川の自然環境について、国土交通省京浜河川事務所との連携によって、河川敷の砂礫河原特有の植生や湿性草地を保全するとともに、河川沿いの樹林の保全・創出と在来種への転換などを呼びかけていきます。
- ・ 三沢川および沿川の自然環境について、東京都との連携によって、多様な水生生物が生息できる河川環境の保全や三沢川沿いの縁地の保全を呼びかけていきます。
- ・ 穴澤天神社や妙見寺などの湧水地、および三沢川や清水谷戸川、西小田良川など河川に流入する湧水の保全を呼びかけていきます。
- ・ 湧水の涵養域である台地上の樹林地・草地などの保全を検討します。

＜発展施策＞ ※社会・環境条件の変化や必要に応じて実施を検討する施策

- ・ 透水性舗装や透水ますの整備など、市域における雨水の地下浸透をはかり、地域の涵養機能の保全を通じた広域的な水辺環境・湧水などの保全をはかります。
- ・ 大丸用水の水辺環境の保全をはかるとともに、改修などの際には生きものが隠れられる空間づくりなどを検討していきます。また、大丸用水土地改良区や自治会などとの連携によって用水路の維持管理を行います。
- ・ 清水谷戸川、西小田良川および沿川においては、地域の自然を活かし、水辺と周辺樹林地とが一体的に保全される公園・縁地としての整備促進について、東京都への要望を検討していきます。
- ・ 清水谷戸川一帯においては、谷戸田や湿地、湧水などの豊かな自然を活かした整備の実現について東京都への要望を検討していきます。

■施策④：土壤環境の保全

自然生態系を支える重要な基盤である「土壤」を守ります。特に土壤の表層部分の「表土」は、形成されるのに長い時間が必要であり、多くの微生物や土壤生物が生息し、植物の生息を支えるとともに、地域に生息する植物の遺伝子を伝える種を含む「シードバンク」(p 41 用語解説参照)として保全をはかる必要があります。

＜実行施策＞ ※本戦略の計画期間内に推進する施策

- ・ 特に保全すべき植物種や植生のある場所で造成工事を行う場合には、保全種・植生に応じた面積の表土（表層の土壤 20~40 cm以上）を仮置きしておき、造成後の表面や新たに創出する植栽帯にまき戻すなど、表土の保全などによる希少植物や地域の植生の保全・再生に努めます。

＜発展施策＞ ※社会・環境条件の変化や必要に応じて実施を検討する施策

- ・ 土壤を形成する重要な資源である落ち葉は、公園や樹林地の管理においても焼却するのではなく、できる限り近くの樹林地・縁地に戻し、土に返すようにします。落ち葉を堆肥などに利用する場合も、すべての落ち葉を探ってしまわないよう配慮します。

- 水源涵養やヒートアイランド化抑制の観点から、施設や駐車場などを整備する際に、なるべく地表をコンクリートやアスファルトなどで被覆せず、地面の部分を残した整備を行うよう配慮します。

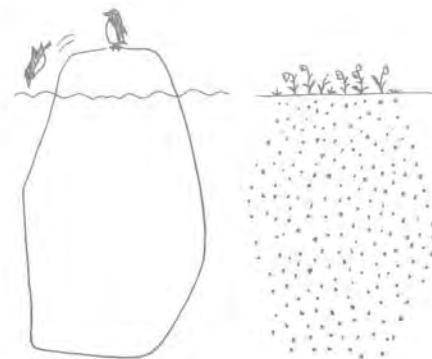
用語解説 「表土」と「シードバンク」

自然生態系は、多様な生きものその他に、水、大気、太陽光、そして土壤によって形成されています。特に土壤は、生態系の基盤として生態系ピラミッドを支えるとともに、栄養分や水をたくわえ、有機物や汚染物質を分解・浄化する役割も果たしています。

1cmの表土ができるには 100 年以上(場所による)かかると言われる重要な地域の資源です。特に、「表土」と呼ばれる表層部分の土壤は、長い年月の間に気候や生物の影響を受けながら形成された養分に富んだ土壤として植物の生育を左右するとともに、その土地に生育する様々な植物の種子が土壤中に埋まっています。

この地中に埋まっている種子(埋土種子)は、「シードバンク(種子銀行)」とも呼ばれ、地表に生育する植物はそのほんの一部、氷山の一角にすぎません(上図イメージ)。表土を保全・活用することで、人為的な植栽を行わずに地域の植生を回復する取組も行われています。

埋土種子には、環境条件があえばすぐに発芽できる非休眠種子と、休眠を解除されない限り発芽しない休眠種子があります。「大賀ハス」の種子は、2000 年以上も前の遺跡の土の中から発見され、発芽・開花したことで知られています。



土壤シードバンクの概念

(出典:「保全生態学入門」鷺谷・矢原著)

■施策⑤：外来種対策をはかる

稻城市にもともと生息していなかった生きものが市内に生息し増えることによって、稻城市在来の動植物が生育・生息の場所を失ったり、捕食者が増えることによって数を減らし、減少・絶滅する危険があります。そのため、地域に外来種(p42 用語解説参照)が増えないよう、対策をはかっていく必要があります。

＜実行施策＞ ※本戦略の計画期間内に推進する施策

- 外来種である生きものの情報や外来種を持ち込まないようにするための注意事項などについて周知をはかり、外来種の市内への侵入の未然防止に努めるとともに、一度捕獲した外来種を放さないよう呼びかけを行います。
- 市内に侵入・増殖し、地域の生態系に悪影響を与える恐れがある外来種については、駆除など必要な対策を検討します。
- 飼育していて飼いきれなくなったペットを放さないよう、普及啓発を進めます。

用語解説 外来種

もともとはその地域にいなかったが人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のこと。外国から持ち込まれた種の他、国内他地域から持ち込まれた種が含まれます。ただし、「外来生物法」(「特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律」平成16年(2004年)6月)では海外から入ってきた生物を対象としています。

<稻城市で確認されている外来種の例>



オオキンケイギク

アレチウリ

ガビチョウ

アメリカザリガニ

上記以外にも、ウシガエル、アライグマ、セイタカアワダチソウ、オオブタクサ、ハリエンジュなど、たくさんの外来種が稻城市で確認されています。稻城市に生育・生息する在来種を守るために、外来種を「入れない、捨てない、拡げない」取組が必要です。また、動物の中にはペットとして飼われていたものが飼いきれなくなって放されたり、逃げ出したりして増えた種もあります。ペットを飼育する際は、最後まで責任を持って飼うことが重要です。

※地域の生態系に悪影響を与えるため、野外で捕獲などされた場合は「駆除」が必要になります。環境教育や体験学習を通じて、外来種の意味や駆除の必要性について十分に理解をはかることが大切です。

考えて
みよう！



稻城市にも生息している外来種が地域生態系に与える影響を考えてみよう。

- ウシガエル、アライグマなどは、どこから、どうして稻城市に来たのだろう？
- ウシガエル、アライグマは何を食べているだろう？「天敵」は？
- ウシガエル、アライグマの視点でも考えてみよう。もし自分がウシガエルだったら？

用語解説 CSR活動

CSRとは、企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility)のこと。企業の責任を経済的・法的責任に加えて、社会的な責任にまで広げた考え方で、企業が事業活動を行うにあたって関わる従業員、顧客、消費者、地域社会、自治体などのさまざまな利害関係者(ステークホルダー)が、その対象となります。企業が社会に対して責任を果たし、社会とともに発展していくための活動がCSR活動で、活動の内容は、企業のある地域や企業が考える貢献したい分野などによって多岐にわたります。

生物多様性に関わる活動も、外来種駆除、雑木林の管理・田んぼや湿地の再生、海辺の漂着ごみ拾いなど、さまざまな取組みが行われています。

(2) 自然の質を高める

今ある自然の保全・活用・維持管理に工夫・配慮を加えることで、自然の質を高めます。

■施策①：緑化における在来種の活用による地域遺伝子の保全

街路樹・公園・生垣などの人工的な植栽も、生きものにとって貴重な生息環境の一部です。稻城市の在来種による植栽を行うことで、在来種を餌として必要とする生きものの生息が可能となります。在来種の選択においては、樹木だけでなく、草花についても留意していくことが必要です。

＜実行施策＞ ※本戦略の計画期間内に推進する施策

- 「稻城市樹木花卉植栽計画」や「植栽時における在来種選定ガイドライン～生物多様性に配慮した植栽を目指して～」（平成26年5月東京都）に基づき、地域の在来種の選定や多様な種の組み合わせによる植栽の実施など、生物多様性に配慮した植栽を行います。
- 植栽に使用する種や苗は、できる限り近い地域・同流域の種苗を元に育成されたものの選定を検討します。将来的には、市内の自然を活かした公園や里山から採取・育成した種や苗を育成し、市内の植生に活用していくことも検討します。
- 花いっぱい運動などで配布する種子・苗についても、在来種の活用を検討します。

＜発展施策＞ ※社会・環境条件の変化や必要に応じて実施を検討する施策

- 生垣に適した在来種を選定し、助成時に推奨するなど、生垣助成の実施を通じた在来種活用の推進を検討します。

■施策②：里山林の維持管理・再生

民有樹林地などの維持管理の支援制度や維持管理団体と管理樹林のマッチングなどによる里山林の再生をはかります。

＜実行施策＞ ※本戦略の計画期間内に推進する施策

- 里山林の維持管理に関わる技術指導、人材育成、機材貸出などの支援制度の導入について検討していきます。
- 民有樹林地所有者と、里山林管理に関心のある市民団体や企業・事業者のCSR活動（p42用語解説参照）とのマッチングによる里山林の維持管理活動を促進するしくみ作りについて検討します。

コラム

街路樹などと生きものの関係

街路樹や庭木などでは、花の美しさなどから外来種や園芸種が多く用いられてきていますが、在来種の中にも、樹形や花、実、紅葉の美しい種がたくさんあります。街路樹や敷地内などにおける植栽を行う際には、植栽する場所の適性や周辺環境、維持管理面を考慮しつつ、稲城市にもともと生育している在来種の樹木などを選び植栽していくことによって、周辺の自然環境との連続性や一体化がはかられ、市内に生息するさまざまな生きものの拠り所となります。植栽地の環境特性にあたった在来種を選ぶとともに、植栽する際には1~2種類による植栽ではなく、多様な種を組み合わせることによって、季節ごとの花実を楽しむことができ、樹木の害虫となる虫の大発生などを抑えることにもつながります。

なお、外来種の植栽は、地域の植生を変えてしまうことがあるほか、時に外来種を食する生きものも一緒につれてきてしまうこともあるため、できるだけ避けることが望ましいと考えられます。特に外来生物法における「要注意外来生物」に選定されている「ハリエンジュ」は、環境への適応性が強く生長が速い上に駆除が非常に難しいため、新たに植栽しないよう注意が必要です。「特定外来生物」ではないため法による規制はありませんが、多摩川河川敷においても在来種への影響が報告され、オオキンケイギクとともに国土交通省による対策がはかられています。

下表には、在来種の中でも、花や実がきれいなものを中心に、生きものも呼ぶことができる樹木を例示します。

白くてきれいな花が咲く
エゴノキの実(写真右)は
熟すとヤマガラ(写真左)*の
ごちそうになります



■稲城市の在来種の例（※植栽地の環境条件、利用・維持管理なども考慮する必要があります）

種名	形態	呼べる生き もの例	その他の魅力			常落	備考
			花	実	紅葉		
アキグミ	低木	鳥		赤		落葉樹	実が美しい
ムラサキシキブ		鳥	薄ピンク	紫	黄		
ヤブツバキ	低～ 中高木	鳥	赤・2～4月			常緑樹	花の蜜は冬場 の貴重な餌
ネジキ		鳥	白・6月		赤・黄		
エゴノキ	中高木	鳥	白・5月下旬		黄	落葉樹	花は香りもよい 樹皮が美しい
リョウブ		チョウ	白・7～8月		赤・黄		
サワフタギ		鳥	白・6月頃	青			
コブシ		鳥・チョウ	白・3～5月	赤	黄		
シロダモ		鳥		赤		常緑樹	葉はムラサキシ ジミ幼虫の、実 はカケスなどの 餌となる
シラカシ		鳥・チョウ		ドングリ			
ミズキ		鳥	白・5月		黄		
エノキ(※)		昆虫(※)			黄		
ヤマザクラ	高木	鳥	薄ピンク 4月上旬		赤・黄	落葉樹	枝が横に広がる 寿命は長く大木 になる
イヌザクラ		鳥	白・4月中下旬	赤	黄		
ウワミズザクラ		チョウ・鳥	白・4月中下旬	赤	黄		
ネムノキ		チョウ	ピンク・6～7月		黄	落葉樹	寿命は長く大木 になる さや状の実をつ ける 花の蜜に昆虫な どが集まる
トチノキ(※※)		鳥・昆虫	白・5～6月		黄		

(※)葉がオオムラサキ、ゴマダラチョウ、ヒオドシチョウ、テンゲチョウなどの幼虫の餌となる。ヤマタマムシも来る。

(※※)街路樹として利用されているトチノキにはセイヨウトチノキ(マロニエ)も混ざっている可能性があり注意が必要。

■施策③：公園・街路樹などにおける生きものに配慮した維持管理の実施

草むらや落ち葉も生きものにとって重要な生息空間であり、餌を提供する空間でもあります。公園や街路樹などにおいては、人の利用への配慮に加えて、生きものの生息環境としての視点からも維持管理の工夫を行います。一般的に言われている“雑草”という認識を改め、「野草」として地域の生態系を構成する種としてとらえるとともに、各施設の利用目的に加え、地形や環境条件、生息生物に配慮したゾーニング、管理方針を検討、実施していきます。

＜発展施策＞ ※社会・環境条件の変化や必要に応じて実施を検討する施策

- 公園の維持管理・活用においては、人の利用と生きものの生息とをゾーニングで区分し、生きものに配慮・優先するエリアでは、粗放的管理や人の出入りの制限など、多様な生きものが生息できる空間づくりをめざします。
- 公園広場や法面などの草地の維持管理では、草刈りの回数や時期、エリアを工夫することによって、草地の多様な環境を保全します。
- 公園や自然環境保全地域の維持管理においては、樹林と草地、草地と水辺など、エコトン（環境移行帯）（p47用語解説参照）の保全について配慮していきます。

■施策④：生きものも生息するゴルフ場との連携・協働

市内のゴルフ場は189.0ha、市面積の約11%を占めています。ゴルフ場は人間が創ったレクリエーション施設ではありますが、ゴルフ場周辺には連續的かつまとまった規模で樹林が保全されているほか、人為的に維持管理される芝生は、市内では少なくなった大規模な草地であり、草地をよりどころとする生きものにとって重要な環境となっています。また、早朝や夜間に人の出入りがないなど、人の利用による干渉が小さいことも、野生の生きものにとって重要です。従って、稻城市内の各ゴルフ場の生きものと共生する取組と連携・協働をはかることによる、効果的な生物多様性の保全・向上を検討していきます。

＜実行施策＞ ※本戦略の計画期間内に推進する施策

- ゴルフ場のラフや樹林地における農薬の使用量を抑えることや、水辺などを含めた維持管理において生きものに配慮するなど、市内ゴルフ場の自然に配慮した取組について情報を収集し、市民などに紹介していきます。
- 「稻城市生きものフォト調査-市民調査マニュアル」の活用などによるゴルフ場で見られる生きもの情報の提供についてゴルフ場に依頼していくとともに、市内の生きもの情報としての活用を検討していきます。

稻城市内の取組事例

ゴルフ場と生物多様性

ゴルフ場にはタヌキもたくさん生息しており、コース場に“ふん”をしてしまうこともあります。ゴルフ場利用客にとっては迷惑な“ふん”ですが、稻城市内のゴルフ場では、タヌキの駆除ではなく、多摩動物公園に相談し、「ため糞」を少しずつずらして利用客の迷惑にならない位置に移すといった対応をはかっています。また、隣接する森とゴルフ場の間の壁に、動物が行き来が出来るよう5箇所の通り穴（右写真参照）をあけて、生きものの移動に配慮しています。



(3) 自然を新たに育て・つなぐ

まちづくりを通じた緑地や水辺などの保全・再生・創出によって、生きものの移動による個体間交流や採餌環境の確保などを支え、持続的な生息や生きものの多様性を保つ上で必要不可欠な、多様な自然環境のネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）（p37 コラム参照）の形成により、人と生きものをはぐくむ「緑の環」の実現をはかります。



「緑の環」創出のイメージ（出典：「稻城市緑の基本計画」）

■施策①：エコロジカル・ネットワークの形成

生きものの移動による生息環境条件の確保や個体間の交流を支える上で重要な“つながり”に留意した市内自然環境のネットワーク（緑の環）を形成するとともに、多摩川や多摩・三浦丘陵などのより広域的な地勢上のつながりを活かしたエコロジカル・ネットワーク（p37 コラム参照）の形成を、関係自治体などとの連携により進めています。

＜発展施策＞ ※社会・環境条件の変化や必要に応じて実施を検討する施策

- 多摩・三浦丘陵の一部としての広域的な樹林の連續性の保全および更なるネットワークの拡充に努めます。

- ・多摩川という水の流れのつながりを通じ沿川および流域の自然環境とのつながりの保全・再生による広域的なエコロジカル・ネットワーク（p37 コラム参照）の形成を進めます。
- ・市内道路沿いや河川沿いの縁地を保全し、自然の拠点と拠点とをつないでいきます。
- ・道路整備や河川改修などの際に街路樹や植栽帯などの整備を行い、道路沿い・河川沿いの空間を活かした自然のネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）（p37 コラム参照）の形成をはかります。

■施策②：水域・水辺の連続性の保全・再生

水生生物も採餌・休息・繁殖などの生活史の中で様々な条件の水域を使い分けているため、水域環境間の移動を阻害する構造的な障害を解消し、水の流れを通じた水域の連続性の保全・再生をはかることが必要です。

また、陸域と水域、樹林と草地など、植生や環境条件の異なる空間が隣接する場合、自然な状態では、その環境条件が徐々に変化するエコトーン（環境移行帯）が存在します。水辺においても、エコトーンを生息・生育環境とする生きものも多いため、その保全をはかっていくことが必要です。

＜発展施策＞ ※社会・環境条件の変化や必要に応じて実施を検討する施策

- ・河川の整備や管理にあたっては、水生生物が隠れることのできる多孔質な（凹凸やすき間の多い）空間づくりなど、生態系への配慮に努めるとともに、国や東京都などの管理河川においても、同様の配慮についての要望を検討します。
- ・河川・水路では岸辺のエコトーンの保全をはかります。また、三沢川の改修に際しては、エコトーンの保全や護岸断面を工夫した創出について東京都に要請していきます。

用語解説

エコトーン（環境移行帯）

樹林と草地、樹林と水辺、草地と水辺など、ある環境（生態系）からある環境（生態系）へと移り変わる部分のこと。

“水辺のエコトーン”は、水域から陸域へ徐々に移行・環境が変化している部分をさし、水深や土の水分などの条件変化に応じた様々な動植物が生育・生息しています。（右図参照）



（図出典：国土交通省国土技術政策総合研究所「河川用語集」より）

用語解説

ハビタット評価認証制度（JHEP 認証シリーズ）

「ハビタット」とは、野生の生きものの生息環境のことです。この制度は、生物多様性の保全や回復に資する取組を定量的に評価、認証する制度で、これまで、漠然としたイメージで扱われがちだった生物多様性の価値を客観的に数値化することにより、効果的な取組の普及を後押しする制度として開発・運用されています。

■施策③：開発事業などを通じた自然環境の創出

自然環境を単なる景観としてではなく、多面的な機能を持つ「グリーンインフラ」（下記用語解説参照）としてとらえ、開発事業・公共施設・都市基盤施設などの整備を通じた緑地空間の保全・新たな創出を進めます。

＜実行施策＞ ※本戦略の計画期間内に推進する施策

- ・ 土地区画整理事業などにおいては、既存の樹林地などを活かし、道路や公共施設整備を通じた自然環境の創出など、グリーンインフラとしての緑地などの面的な確保に努めます。
- ・ 土地区画整理事業などにおける都市公園整備では、樹林・水辺などを保全・活用した公園・緑地づくりを検討していきます。
- ・ 土地区画整理事業などにおける調整池整備では、周辺樹林地との連続性や水辺を活かしたビオトープの創出など、生きものの生息に配慮した調整池整備について検討します。

用語解説 グリーンインフラ

「インフラ」は「インフラストラクチャー」の略語で、一般に我々の生活基盤となる道路、河川、上下水道、都市公園、ダムなどの公共に供する基幹施設のことをさします。

自然環境は、生物の生息空間であると同時に、気候を調節する機能、防災・減災機能、暮らしに潤いをもたらす癒し機能など、社会的・経済的な側面から我々の生活に関わるさまざまな機能を持っています。これらの多様な機能に着目し、まちの基盤として整備・活用する考え方が「グリーンインフラ」です。

これまでのインフラ（「グレーインフラ」）は、単一的な目的のために整備され、維持管理に莫大な費用がかかるだけでなく、いずれ老朽化してゴミとなります。これに対して「グリーンインフラ」は、多様な機能をもち、保全・整備や維持管理のための費用も通常のインフラよりも少なくてすみ、ゴミになることはありません。

2013年5月、EU(欧州連合)の政策を決める欧州委員会は、グリーンインフラの活用を促進し自然プロセスの強化がまちづくりに体系的に組み込まれることを目指す「グリーンインフラ戦略」を発表しています。

■施策④：生きものの移動に留意した道路などの整備

野生動物は一日の生活、一生の生活史の中で、採餌、休息、繁殖などによってさまざまな環境を使い分け、それらの間をひんぱんに移動しています。自然環境の間の移動は、十分な餌の確保、遺伝子交流による種の保全の上でも重要です。

従って、野生動物の生息が推測される場所における道路整備においては、野生動物の日常生活を妨げたり、交通事故死（ロードキル）を招かないよう、生きものの移動経路の確保による生息空間の連続性・ネットワークの保全や、車道に野生動物が飛び出ないような工夫、走行する車への注意の呼びかけなどを道路整備とあわせて検討していきます。

＜実行施策＞ ※本戦略の計画期間内に推進する施策

- ・ 土地区画整理事業や道路の整備・再整備に際しては、自然のまとまり・つながりを分断しないルート設定に留意します。
- ・ 野生動物の移動経路を道路整備によって分断せざるを得ない場合は、安全な道路横断のためのアンダーパス、オーバーパスなどの整備を検討します。

＜発展施策＞ ※社会・環境条件の変化や必要に応じて実施を検討する施策

- ・ 野生動物の移動経路となっている場所において、沿道に「動物横断注意」などの注意看板の設置を検討します。

稻城市内の取組事例

エコロード整備の取組

道路は私たち人間の移動を安全・便利にしてくれる重要な施設ですが、人間のための道路が野生の生きものの移動を不便にし、ロードキル（交通事故死）などの危険を増やすことがあります。

近年では、人間のための道路をつくる際に、野生動物のための道（エコロード）と一緒に整備する取組が行われるようになっています。右の写真は、車道とあわせて整備された動物のための道路です。車道の下を通り、反対側に出られるようになっています。



よみうりV通りのエコロード
(アンダーパス)

■施策⑤：企業敷地や個人宅の庭などにおけるビオトープの創出

企業敷地や個人宅・庭やベランダのちょっとした空間にビオトープを創出することによる、まちなかにおける自然のネットワーク形成をはかります。

＜実行施策＞ ※本戦略の計画期間内に推進する施策

- ・ チョウや鳥が訪れる庭づくりなど、楽しみながら個人の庭やベランダに生きものの生息空間を創出する「ビオトープ・ガーデン」の取組やそのコンクールなどの導入について、検討を行います。

＜発展施策＞ ※社会・環境条件の変化や必要に応じて実施を検討する施策

- ・ 企業敷地や個人宅の庭など、民有地における植栽空間や水辺の創出の推進について、ビオトープ・ガーデン教室の開催やオープン・ガーデンの実施など、楽しみながら取組める方法の検討・普及啓発を行うとともに、生垣を整備する際の助成制度を通じた在来種植栽の紹介などについても検討を行っていきます。

（4）自然を守り育てるしくみを活かす

将来にわたって継続的に自然を守っていくためには、土地の担保性の確保や整備後の維持管理のしくみづくり、財源の確保などが必要です。また、生物多様性の客観的な評価など、広く内外に生物多様性の取組の成果を提示することによる取組の促進などについても検討していくきます。

■施策①：保全・維持管理のしくみづくり

人為的な維持管理を必要とする里山林や在来種による植栽地の粗放的な管理などによって生物多様性や自然を保全していくためには、手間や経費がかかります。地域の自然を継続的に守っていくための手法として、地域の住民や市民グループが連携・協働しやすいしくみづくりについて、検討・導入を行っていきます。

＜発展施策＞ ※社会・環境条件の変化や必要に応じて実施を検討する施策

- ・ 管理協定制度（土地所有者と地方公共団体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度：「都市緑地法」）を適用し、地域の住民や市民グループとの連携による特別緑地保全地区などの維持管理の実施について検討します。
- ・ 自然環境保全地域の指定および維持管理においては、指定地域の環境特性・条件などに合わせ、地域の住民や市民グループとの連携・協力による指定地域の保全・維持管理活動が進むよう、コーディネートなどをはかります。
- ・ 市民緑地制度（土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度：「都市緑地法」）の適用による、民有地における樹林などの保全を検討します。
- ・ アダプト制度（下記用語解説参照）など、街路樹や植栽帯などの身近な緑地の維持管理を地域住民や市民グループとの連携によって実施するしくみを推進していきます。
- ・ 自然を守り育てるための維持管理マニュアルやガイドラインの作成・普及を行います。

■施策②：財源の確保

生物多様性や自然を守るために施設や土地の担保性を高めるための様々な手法・制度の導入を検討していきます。

＜発展施策＞ ※社会・環境条件の変化や必要に応じて実施を検討する施策

- ・ 「緑化推進基金」（稻城市緑化推進基金条例）を活用した樹林地などの公有地化を検討します。
- ・ 自然を守り育てる市民ファンド（市民からの寄付を中心に市民活動に助成、市民が運営する基金）の創設を検討します。
- ・ 市民債の発行や自然環境税の徴収による財源確保、自然環境を守るトラストの創設など、自然を守るための財源確保の手法について、検討します。

■施策③：生物多様性の評価・認証制度の活用

事業の実施時などにおいて、生物多様性を高める取組などについて客観的に評価・認証を受けることによって取組の意義・成果の“見える化”を行い、更なる取組の推進につなげる制度の活用について検討します。

＜発展施策＞ ※社会・環境条件の変化や必要に応じて実施を検討する施策

- ・ 自然を活かし緑地などを確保した整備を行う開発事業などにおいて、生物多様性への貢献を専門的な見地から客観的に評価・数値化し認証する制度（ハビタット評価認証制度（JHEP 認証シリーズ）（p47 用語解説参照）などの活用を検討します。

用語解説 アダプト制度

市が管理する道路・水路・公園・緑地などの公共施設を、市民の皆さんのが義務的活動ではなく自らの活動と責任で、市と協働で管理する制度。稻城市では、平成14年(2002年)8月より「稻城市公共施設アダプト制度」をスタートしています。

自然を守り・育て・活かす、場づくり

「市民などが豊かな自然に身近でふれあい、楽しみ、学ぶことができる」ことが当たり前なまちをめざします

＜施策の進捗をはかる指標＞

指標項目	現状（実績年度）	目標値（目標年度）
親水公園など整備状況※1/※2	16.0%（平成22年度）	21.5%（平成32年度）
自然を活かした公園・フィールドの整備箇所	3箇所※3 (平成26年度)	4箇所 (平成36年度)

※1：「第二次稻城市環境基本計画」

※2：「第四次稻城市長期総合計画」：菅堀・押立堀・田川の延長の内、親水公園化されている延長の割合

※3：稻城ふれあいの森、城山公園、稻城中央公園

（1）教育・学習の拠点をつくる

既存の施設や自然を活かした公園などを有効活用し、環境教育や環境学習、自然体験を促進する拠点づくりを検討・推進していきます。

■施策①：生きものをはぐくむ校庭・園庭の整備

地域の自然を参考にした在来の草木種の植栽や空間づくりの工夫など、校庭や園庭における、地域の野生生物の貴重な生息空間づくり、児童生徒・園児が日常的に地域の自然環境や生きものにふれ、学ぶことができる空間づくりに努めます。

＜実行施策＞ ※本戦略の計画期間内に推進する施策

- 市内の全公立小中学校・幼稚園保育園などにおける生きものをはぐくむ校庭・園庭の整備を検討します。
- 全国の学校との交流をはかるとともに、外部評価を受けることで取組の促進、普及啓発につなげることを目的にビオトープの取組団体が参加するコンクールなどへの参加を呼びかけます。

■施策②：環境学習・自然環境保全活動拠点の整備・充実

自然環境を学び・体験する拠点施設の整備・機能充実をはかることによって、市民団体や個人による地域の生物多様性や自然に対する学習・体験の促進をはかります。

＜実行施策＞ ※本戦略の計画期間内に推進する施策

- 自然環境の学習、体験活動の推進に資する拠点施設（稻城ふれあいの森、城山体験学習館、環境学習センターなど）の整備・機能充実、利用の向上をはかります。
- 土地区画整理事業などにおける自然を活かした公園の整備に際しては、体験学習館などの施設と隣接させるなど、他の機能との併用による拠点機能の確保について検討を行います。

(2) 自然とのふれあい・学びの場をつくる

市内の豊かな自然や自然を活かした公園などを活かすとともに、関係機関との連携によって、市民などが身近で自然にふれあうことのできる場づくりを検討・推進していきます。

■施策①：自然にふれあえる水辺の整備・活用

自然にふれあうことのできる水辺の整備・活用をはかります。

＜発展施策＞ ※社会・環境条件の変化や必要に応じて実施を検討する施策

- ・ 大丸用水の整備に際しては、水辺の植生や生きものの生息に配慮した空間を創出しつつ、人が水辺に近づき触れ合える空間や水辺の景観を楽しめる空間づくりを検討します。
- ・ 多摩川においては、市民がより身近に水辺の自然にふれあえることのできる親水性の高いワンド整備や生きものの隠れ場となるやぶや草原などの河川敷におけるネットワーク形成などについて、河川管理者との協議を行います。

稻城市内の取組事例

大丸用水を活かした水辺づくり

大丸取水堰から取り込まれた多摩川の水は、多摩川沿いの稻城市内の低地部を大丸用水として縦横に流れた後、再び多摩川に流れていきます。

利水としての用途はもとより、近年では身近な親水空間として、また生きものの生息空間として、さまざまな工夫による整備が行われています。



用語解説 ワンド(湾処)

一般に、河川本流とつながっている入り江状の水域を言います。流れの速い本流に比べ、流速が遅いかほとんど流れがないため、増水時の魚類などの逃げ場所、産卵場所、稚魚の生育場所などとなります。

■施策②：自然を活かした環境教育や学習フィールドの整備・活用

市内で整備が予定されている大規模な公園においては、自然環境を保全・活用した公園・緑地としての整備促進について、東京都に要請していくとともに、環境教育・学習フィールドやエコツアー（p60 用語解説参照）の散策ルートの整備など、市全体をフィールドとした活用のしくみとなる「エコミュージアム」（下記用語解説参照）としての活用についても検討していきます。

＜実行施策＞ ※本戦略の計画期間内に推進する施策

- ・ 清水谷戸緑地、小田良谷戸公園などにおいて、元々の自然環境を活かした公園緑地の整備促進について、東京都に要請していきます。
- ・ 都心部からの参加者を対象としたエコツアー（p60 用語解説参照）やウォーキング・ルートとしての活用など、自然を活かしたレクリエーションの振興も検討していきます。

＜発展施策＞ ※社会・環境条件の変化や必要に応じて実施を検討する施策

- ・ 市民が身近で自然を楽しむ空間として、自然を活かした公園・緑地や自然環境保全地域など、市内の自然拠点をつなぐ緑の多い歩道や散策路（ナチュラルウェイ）の整備について検討します。

用語解説 エコミュージアム

「ある一定の文化圏を構成する地域の人びとの生活、自然、文化および社会環境の発展過程を史的に研究し、それらの遺産・資源を現地において保存、育成、展示することによって、当該地域社会の発展に寄与することを目的とする野外博物館」と定義づけられており、施設内のみで構成される一般の博物館に対し、地域全体を展示フィールドとしてとらえる点が特徴となっています。

住民参加による運営を原則とするとともに、対象とする地域内に自然・文化・産業などを資源として位置付けたり、拠点となる施設を配置するなど、来訪者が地域社会をめぐることによって楽しみながら理解するしくみ・しきけがつくられています。

地域全体を対象とすること、住民参加で行うことにより、住民自身が地域の魅力を再認識・再発見することにもつながります。

自然を守り・育て・活かす、人・情報づくり

「稻城市の自然や自然環境の大切さ、恩恵を市民が知っている」ことが当たり前なまちをめざします

＜施策の進捗をはかる指標＞

指標項目	現状（実績年度）	目標値（目標年度）
自然環境調査の実施回数※ ¹	1回 (平成26年度)	3年に1回以上 (平成34年度)
市民・市民団体による生きもの情報の登録数（環境省「いきものログ」活用）	86件 (平成26年度)	1,100件 (平成36年度)
こどもエコクラブ加入団体数※ ¹	1団体（平成26年度）	50団体（平成34年度）
「生物多様性」という言葉の意味を知っている市民の割合（当たり前率）※ ²	9.7% (平成26年度)	51%以上 (平成36年度)

※1：「第二次稻城市環境基本計画」

※2：「いなぎ市民祭」で実施するアンケート

（1）自然への関心・理解を広げ高める

様々な手法を用い、市民などによる生物多様性や地域の自然に対する関心・理解の向上をはかります。

■施策①：生きもの情報の収集・蓄積・活用

生物多様性や地域の自然に関する情報の収集・蓄積をはかるとともに、その理解・関心を高めるための普及啓発施策や環境教育・学習、さらには自然と共存するまちづくりを効果的に進めるための情報として活用を進めます。

＜実行施策＞ ※本戦略の計画期間内に推進する施策

- 市内の自然環境、生息する動植物の調査を行うための「稻城市生きものフォト調査-市民調査マニュアル-」を作成し、市民参加による生きものの情報の収集・蓄積・活用をはかります。（p58 参照）
- 市内の自然拠点、関連施設などを紹介するマップの作成を検討します。
- 「ふれんど平尾」内にある生きものに関する資料や標本（旧稻城高校・野外活動部寄贈）を、市の生きもの情報として、市民などの協力も得ながら継続的に保管・保全していくとともに、有効活用をはかります。
- 稻城市的自然環境、生物多様性の理解を助けるガイドブックなどの作成を検討します。

■施策②：生物多様性・自然に関する情報の発信

生物多様性や自然に関する情報の発信を様々な手法を用いて推進し、市民の関心・理解の向上をはかります。

＜実行施策＞ ※本戦略の計画期間内に推進する施策

- 市が毎年発行している稲城市環境白書「稲城市の環境」において、市内の生きものの多様性に関する現状・課題や、戦略にもとづく取組の進捗状況を報告していきます。
- 市広報およびその環境特集号において、市内の生きものの多様性に関する現状・課題や、戦略にもとづく取組の進捗状況を適宜報告、情報提供していきます。
- 市ホームページ内に生物多様性・自然に関する専門ページの運営を推進します。
- 環境学習の拠点となる施設などにおいて、稲城の自然に関する情報を発信する掲示を推進します。
- 生物多様性、自然環境に関するメールマガジンの発行を検討します。
- 市民祭へのブース出展など、イベントの場を活かした普及啓発を推進します。

＜発展施策＞ ※社会・環境条件の変化や必要に応じて実施を検討する施策

- 写真や絵画、川柳などのコンテスト・展示会の開催など、文化的な取組と組み合わせた普及啓発について検討します。
- 全国の生物多様性に取組む自治体の集まりである「生物多様性自治体ネットワーク」に参加し、全国の自治体との情報・人的交流をはかることを検討します。

■施策③：外部評価の活用

市内の気運を高めることを目的に、新聞やテレビでの取り上げ、関連する賞の受賞、客観的な認証制度による評価・認証など、外部機関からの評価・認知が進むよう、取組の意義や目的・施策などについて広く周知PRをはかります。

＜実行施策＞ ※本戦略の計画期間内に推進する施策

- 周知PR性の高いイベントの開催に際しては、マスコミへの情報提供を行います。

＜発展施策＞ ※社会・環境条件の変化や必要に応じて実施を検討する施策

- 市民や事業者、教育機関などによる市内における生物多様性に関する取組を表彰する制度の導入を検討します。
- 外部機関による生物多様性の定量的評価制度（JHEPなど：p47用語解説参照）について導入を検討します。

(2) 人を育て・活かす

自然にふれあい様々な体験をすることは、視覚・嗅覚・聴覚・味覚・触覚など、人間の様々な感覚を通じて脳を刺激するとともに、体力づくりや情緒を育てたり安定させたりすることにもつながります。特に子どもにとって、自然体験を通じて、友達との助け合いや危機回避などを学ぶ機会となり、「生きる力」をはぐくみます。豊かな稲城市的自然を環境学習に活かすことで、稲城市を担う人づくりを進めています。

■施策①：学校教育における自然環境学習の推進

幼稚園・保育園、小中学校、高校など、発達段階に応じた自然に関する教育・体験学習を促進し、子どもたちの「生きる力」を育てていきます。

＜実行施策＞ ※本戦略の計画期間内に推進する施策

- ・ 稲城市の自然や生きものに関する学び・体験の学校教育課程で活用可能な学習プログラムの開発を検討します。
- ・ 市内小中学校の教育の一環として、自然環境、生息する動植物の調査を行う「稻城市生きものフォト調査-市民調査マニュアル-」の活用などによる身近な自然への関心・理解が進む学習プログラムの導入について、検討します。
- ・ 自然環境、生息する動植物の調査を行う「稻城市生きものフォト調査-市民調査マニュアル-」を活用した市内小中学校などによる生きものの調査の実施や、調査結果を活かした生きもののマップ作成を検討します。

＜発展施策＞ ※社会・環境条件の変化や必要に応じて実施を検討する施策

- ・ 市内小中学校において、ESD（持続可能な開発のための教育）（下記用語解説参照）を通じた自然や生物多様性に関する教育・自然体験を進めます。

用語解説 ESD(Education for Sustainable Development:持続可能な開発のための教育)

環境、貧困、人権、平和、開発といった現代社会における様々な問題を自らの問題としてとらえ、身近なところから取組む(think globally, act locally)ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動であり、持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ教育です。下図に示すような様々な分野を“持続可能な社会の構築”的観点からつなげ、総合的に取組むことが必要とされています。

●ESD の概念図



(参考:文部科学省・日本ユネスコ国内委員会ホームページ)

■施策②：市民活動・企業などによる生物多様性保全活動の活性化

市民団体や企業・事業者による自然を守る活動の取組を支援します。

＜実行施策＞ ※本戦略の計画期間内に推進する施策

- ・市民団体、地域コミュニティなどによる自然環境保全・再生に関わる活動の支援をはかります。
- ・樹林地管理など、自然環境の保全・再生活動に関わるリーダー、コーディネーターなどの人材育成について検討します。
- ・意見交換会や環境イベントの開催などによる環境活動団体・関心のある市民などの交流の場の提供を検討します。
- ・「こどもエコクラブ」の取組を通じた稻城市の自然への关心・理解を高める活動を支援していきます。

■施策③：大学・企業などとの連携による自然環境の保全・活用の推進

大学による研究や研修、企業における研修やCSR活動（p42用語解説参照）の場として稻城市内の自然フィールドを提供し、有効活用してもらうことを通じて、稻城市的自然や生物多様性の保全・再生および地域振興につなげていきます。

＜実行施策＞ ※本戦略の計画期間内に推進する施策

- ・自然フィールドを活かした大学や企業などとの連携の内容や実施に必要な受け入れ体制などについて検討します。
- ・企業におけるCSR活動（p42用語解説参照）や研修としての雑木林の維持管理、アダプト制度（p50用語解説参照）への参加などの実施状況やニーズについての情報を集めるとともに、市内における提供可能内容や実施可能な場所などについて検討します。

＜発展施策＞ ※社会・環境条件の変化や必要に応じて実施を検討する施策

- ・大学の教授や学生への調査研究フィールドの提供や、研究を兼ねた里山の保全・維持管理など、大学との連携による生きものや自然環境に関する情報の収集や自然環境保全などの取組の推進をはかっていきます。

■施策④：自然を守り・伝える人との連携

自然環境やその保全・再生などに関わる知識や実績を持つ人材の情報の収集・登録を進めるとともに、場・機会と人とのむすびつけ（マッチング）をはかるしくみづくりなど、人材の活躍の場・機会の拡充をはかります。

＜実行施策＞ ※本戦略の計画期間内に推進する施策

- ・自然環境やその保全再生などに関わる市民団体、個人情報を収集し、「人材バンク」としての名簿を作成するとともに、イベントや講座の講師などとしての紹介・依頼を行うしくみづくりを進めます。
- ・市内の里地里山の維持管理に市民が参画するイベントや講習会、しくみづくりについて検討を進めます。
- ・「稻城市民環境クラブ」（下記用語解説参照）のしくみを周知PRし登録者の拡充をはかるとともに、関心や専門性を活かせる活動情報の提供を進めます。
- ・庁内関係課や多様な主体（市民、市民団体、事業者、教育機関など）との連携・協働による施策推進の仕組みづくりについて検討します。

＜発展施策＞ ※社会・環境条件の変化や必要に応じて実施を検討する施策

- ・公共緑地などで生物多様性推進に配慮した管理などにおいて、アダプト制度（p50用語解説参照）などのしくみの活用について検討を進めます。

やって
みよう！

あひえて！みちがな生きもの

-稻城市生きものフォト調査に参加しよう！-



稻城市では、市内の生きもの情報を広く募集しています。

およせいただいた情報は、貴重な情報として蓄積し、稻城の自然の周知や学習、自然豊かで人と野生の生きものが共存するまちづくりなどに活用していきます。

みちがな自然で生きものを見つけたら、ぜひ教えてください。

ご協力よろしくお願いします！

（※詳しくは市ホームページをご参照ください。）



おしえてほしい情報

稻城市内で見つけた野生の動植物に関する情報

- ①動植物の「名まえ（種名）」
- ②見つけた（撮影した）「年月日」
- ③見つけた（撮影した）「場所」
- ④撮影した写真

※①～③は必ず必要な情報です。
※その他：天気、動物が何をしていましたか（餌をとっていた、上空を飛んでいた、産卵していたなど）

用語解説 稲城市民環境クラブ

環境基本計画の推進を目的に、市民や事業者などが自主的に参加・実践するしくみ。登録者には、環境に関わる活動の実施予定について市から情報提供し、環境に関わる取組を協働によって進める、ゆるやかな市民の集まりです。

自然を守り・育て・活かす、暮らし方・地域社会づくり

「自然と暮らし・経済のすべてが元気」なことが当たり前なまちをめざします

＜施策の進捗をはかる指標＞

指標項目	現状（実績年度）	目標値（目標年度）
農地面積※1	143.1ha (平成 24 年度)	138ha (平成 32 年度) ※平成 22 年度比で減少率を 10% 程度に抑制
東京都のエコ農産物認証制度の認証件数	5件 (平成 26 年度)	1件／年 (平成 36 年度)
市全域から排出される温室効果ガス※1	273,000 トン (平成 21 年)	247,000 トン (平成 32 年)
自然を活かした公園などをフィールドとしたエコツアーの開催回数	—	4回／年 (平成 36 年度)
稻城市に「住み続けたい理由」で「自然環境が良い」と答えた市民の割合※2	65.6% (平成 26 年度)	75%以上 (平成 36 年度)

※1 :「第二次稻城市環境基本計画」

※2 : 5 年に一度実施している「市民意識調査」

(1) 自然と経済を結びつける

これまで、自然はあることが当たり前でしたが、多くの恩恵をもたらす自然を守り育てていくためには、その価値を経済的な価値として評価し、高めていくことが必要です。

かつての稻城市は、市域のほとんどが水田や畠、果樹園が占めるとともに養蚕なども盛んに行われ、農業という自然の恵みを活かした産業が地域経済の中心でした。現在、市内の土地利用は大きく変化し、農地は減少、都心部で働く多くの人が暮らす住宅地としての利用が主となってきています。豊かな自然環境を守り活かすことで住環境としての価値を高めるとともに、市内の農業を地域で支えるなど、自然を守ることで地域の経済・魅力向上につなげる産業の育成や、豊かな自然の魅力を多くの人が知り・稻城に集う“エコミュージアム”(p53 用語解説参照)などのしくみづくりを検討し、進めます。

■施策①：消費活動を通じた生物多様性への貢献の推進

生物多様性に寄与する商品などの紹介など、消費活動を通じた生物多様性への貢献について普及啓発を進めます。

＜実行施策＞ ※本戦略の計画期間内に推進する施策

- ・ 我々の消費活動と生きものの多様性、自然環境との関わりについて普及啓発を進めます。
- ・ 生物多様性の保全に寄与する商品や認証制度についての情報発信をはかります。

■施策②：農地の保全・環境保全型農業の推進

食料の生産だけでなく、生きものの生息環境を提供する水田の保全と、生きものをはぐくむ農地の機能を高めるため、自然にも人もやさしい環境保全型農業を推進します。

＜実行施策＞ ※本戦略の計画期間内に推進する施策

- 農薬や化学肥料の使用量を抑えた市内における環境保全型農業の拡充をはかります。
- 市内および近隣地域で生産された農産物の消費（地産地消）を推進します。
- 環境保全型農産物のもつ環境にも人もやさしいという付加価値の普及PRを進めます。

＜発展施策＞ ※社会・環境条件の変化や必要に応じて実施を検討する施策

- 多面的な機能を有する農地の保全をはかります。

■施策③：自然資源を活かした産業の振興

「安全・安心」や消費地に近接する地の利、豊かな自然のある稻城市で生産されたことなどを付加価値とした農産物やその加工品のブランド化をはかるとともに、地産地消の促進を進めます。

＜実行施策＞ ※本戦略の計画期間内に推進する施策

- 安心・安全な地産地消を展開するとともに「稻城ブランド」を確立し、広く市内外に周知していきます。

■施策④：自然資源を活かした観光の推進

都心部から近距離にあるという地の利と市内の豊かな自然資源を活かした観光の振興により、地域の自然を持続的に守り活かしながら、活性ある地域づくりをはかります。

＜実行施策＞ ※本戦略の計画期間内に推進する施策

- 稻城市的自然資源、歴史文化や産業などを観光と結びつけるエコツーリズム（下記用語解説参照）などを検討します。

用語解説

エコツーリズムとエコツアー

エコツーリズムとは、地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことをめざしていく仕組みです。観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化させるだけでなく、地域のこのようない連の取組によって地域社会そのものが活性化されていくと考えられます。「エコツーリズム推進法」（平成19年（2007年）6月）においては、「自然環境の保全」「観光振興」「地域振興」「環境教育の場としての活用」を基本理念としています。

（出典：環境省ホームページ「エコツーリズムのススメ」）

「エコツアー」は、エコツーリズムの考え方にもとづいて企画・実施される体験・観光プログラムのことです。

コラム

自然を付加価値とした農産物のブランド化 -神奈川県茅ヶ崎市・タゲリ米の例-

神奈川県茅ヶ崎市をフィールドに、川や水田など水辺に暮らす生きものの環境を守り、豊かにする活動を行っている自然保護グループ「三翠会」は、渡り鳥であるタゲリの越冬地である市内の水田を守るために、地元の農家と協力して「湘南タゲリ米」を販売するプロジェクトを行っています。

魚道やビオトープなどを設置し、水田の生きものの生息環境向上に取組んでいます。収穫したお米は“タゲリを守るお米”としての付加価値がつき、農薬や化学肥料を使っているお米よりも高く売られています。



タゲリ(**)

冬季に日本に飛来する鳥で、開けた水田地帯などでミミズや昆虫類などを採餌します。特徴のある冠羽と上品で美しい羽色などから「田んぼの貴公子」とも呼ばれています。



湘南タゲリ米(写真出典:三翠会)

やってみよう!



“買い物”を通じた「生物多様性」の保全に取組んでみよう！

生きものの多様性の保全に貢献する「お買い物」をしてみませんか？
近くの商店街やスーパー、飲食店などで、いざ実践！

● 「地産地消」をチェック！

- 野菜や穀物、魚介類などの「産地」はどこだろうか？
- お菓子や飲食店の料理などでも「稻城市産」の野菜や果物、お米などを使っていないだろうか？

※生産地と消費地が近いと、輸送による燃料消費や二酸化炭素排出も少なく、地球温暖化対策になります。また、旬のものを食べることは、健康にも良いと言われています。

● 「自然生態系の保全に配慮してつくられた製品」をチェック！

- 自然生態系に配慮したマーク(p62 参照)がついている商品は、どのくらい取り扱われているだろうか？
- 農薬や化学肥料を減らす・使わないで作られた農産物は売っているだろうか？
※農薬や化学肥料を使わずに生産された農産物は、生きものをはぐくむだけでなく、農産物を食べる私たち人間にとっても「安全・安心」です。

コラム

消費活動を通じた生物多様性の保全～生態系に関連するエコラベル～

日本の生物多様性を守ることに貢献する商品選びの目じるしとして、さまざまなエコラベルがあります。また、多くを輸入に頼っている日本では、輸入品を選ぶ時にこうした視点を持つことで、世界の生物多様性を守ることに貢献できます。

「国産原料」「国産農産物」を選ぶことも、国内・地域の農地を守り、農地との関わりで生息している生きものを守ることにつながります。

生きものの多様性・生態系の保全に関わるエコラベルの例

エコラベル	名称	概要
	エコマーク	「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル
	FSC認証制度 (森林認証制度)	適切な森林管理(自然生態系への配慮など)が行われていることを認証する「森林管理の認証」と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証」
	SGEC認証制度 (森林認証制度)	生物多様性の保全、土壤・水資源の保全と維持、森林生態系の生产力・健全性の維持など、持続可能な森林管理に関する認証基準
	MSC認証制度 (漁業認証とCoC認証 - 「海のエコラベル」)	持続可能で適切に管理されている漁業であることを認証する「漁業認証」と、流通・加工過程で、認証水産物と非認証水産物が混じることを防ぐCoC認証の2種類
	間伐材マーク	間伐材を用いた製品に表示することが出来るマーク
	レインフォレスト・アライアンス認証 (RA認証)	「持続可能な農業基準」(10の原則:社会・環境管理システム、生態系保全、野生生物保全、水保全、労働者の公正な待遇と良好な労働環境、職業上の健康と安全、コミュニティとの関係、作物の総合的管理、土壤の管理と保全、廃棄物の総合的管理)にもとづく、作物を栽培する農園・生産者グループの認証
	国際フェアトレード認証 (Fairtrade International - FLO)	国際貿易の中で不利な立場に置かれた途上国の生産者と、先進国の消費者を結びつけ、より公正な取引を促進するための制度。経済的基準、社会的基準および環境基準が設定されており、貴重な生態系の保護も要件となっている。
	バードフレンドリー・コーヒー・プログラム	生産農家を支えながら森林伐採を防止し、そこで休む渡り鳥たちや住んでいる鳥たちの休息地を保全することを目的とする制度。シェードツリー(農園に木陰を作り出す木々)の下で栽培されたオーガニック・コーヒーを認証している。

商品の例



FSC認証のティッシュ、メモ・ノート、コピー用紙など



MSC認証のサケの切り身や缶詰など



間伐材を使用した封筒、トイレットペーパーなど



RA認証のコーヒー、紅茶、チョコレート、バナナなど



FLO認証のコットンを使用したTシャツ、ワインなど

(2) 暮らしのあり方を変える

自然や生物多様性を守り活かしていくためには、地域に暮らす我々自身が、自然がもたらす恩恵や我々の暮らしが自然に与える影響・負荷について認識とともに、日々の暮らしの中で自然を活かし、おりあっていく知恵を使った暮らしのあり方を取り入れていく必要があります。

■施策①：地球温暖化対策の推進

季節の変化や気温・降雨量・降雪量など、地域の気候条件にあわせて生活史を営んでいる野生動植物にとって、地球温暖化は、生息・生育を危ぶむ大きな要因のひとつです。地球温暖化対策の推進による生きものの生息環境の保全をはかります。

＜実行施策＞ ※本戦略の計画期間内に推進する施策

- ・ 低炭素社会の構築、省エネルギーの推進などによる温室効果ガス排出量の低減をはかります。
- ・ 剪定枝、廃材などを有効活用するバイオマス・エネルギーの導入など、資源循環型の地域づくりを検討していきます。

■施策②：ごみの不法投棄、ポイ捨ての防止

自然環境の中に不法投棄、ポイ捨てされたごみは、野生動植物の生息・生育環境を汚染・破壊するだけでなく、野生動物が餌と間違えて飲み込んだり、捨てられた釣り糸や釣り針が絡まって死に至ることもあります。生きものの生息環境を守るためにも、ごみの不法投棄、ポイ捨て対策をはかります。

＜実行施策＞ ※本戦略の計画期間内に推進する施策

- ・ 不法投棄の監視と未然防止策を推進します。
- ・ 環境美化活動を推進し、ごみのポイ捨てのないまちづくりを進めます。
- ・ 多摩川清掃や三沢川清掃など、水辺のごみをなくす取組を継続的に推進します。

■施策③：水域における水質などの保全

家庭排水や事業所排水は、河川の水質だけでなく、水温にも影響を与えます。元々生息する水生生物が生息し続けられるよう、水域の水質などを保全します。

＜実行施策＞ ※本戦略の計画期間内に推進する施策

- ・ 公共下水道（汚水）の整備を進めるとともに、公共下水道への接続を促進することにより、水質を保全します。

＜発展施策＞ ※社会・環境条件の変化や必要に応じて実施を検討する施策

- ・ 沿川の崖線から湧き出て水域に流れ込む湧水を保全し、活用を検討します。

3. 重点プロジェクト

他の施策を先導する取組として、[5年後の平成31年度（2019年度）末](#)までの実現をめざし、以下の3つのプロジェクトについて、特に重点的に取組を進めます。愛知ターゲット目標年(2020)に取組成果をとりまとめ、広く市内外に発信していきます。

各プロジェクトは、「2. 目標実現に向けた施策」に示した複数の施策で構成され、中心施策を核として、関連施策との連携による取組の検討・推進をはかります。

重点プロジェクト1

いなぎ自然・里山ミュージアム・プロジェクト

- ・自然を活かした公園の整備・活用
- ・里山の保全・活用
- ・環境教育・学習の推進

重点プロジェクト2

暮らしのとなりでビオトープ・プロジェクト

- ・オオキンケイギク防除・野原再生
- ・ちょっとビオトープ
- ・生きものの道づくり

重点プロジェクト3

「つなげる！伝える！」市民プロジェクト

- ・「生物多様性」を稲城市民の「当たり前」にする！
- ・「ちょっとビオトープ」を増やす！

本戦略を市が施策の実施を通じ、多様な主体との連携のもとで特に先行的に検討・推進していく施策です。

市民一人ひとりが取組むことによって、戦略の推進を支える取組の例です。



重点プロジェクト1

いなぎ自然・里山ミュージアム・プロジェクト

豊かな自然を将来にわたって守っていくとともに、稻城市域全体をフィールドとして「暮らし」・「経済（産業）」・「教育・学習・体験」が展開するエコミュージアム（p53 用語解説参照）の手法を取り入れた「いなぎ自然・里山ミュージアム」のしくみづくり・地域づくりを行うとともに、都心から近距離にありながら、自然豊かな稻城市の全国への発信なども検討していきます。

自然を活かした公園の整備・活用

【関係施策】

- ・ 土地区画整理事業などにおける都市公園整備では、樹林・水辺などを保全・活用した公園・緑地づくりを検討していきます。
- ・ 自然環境の学習、体験活動の推進に資する拠点施設（稻城ふれあいの森、城山体験学習館、環境学習センターなど）の整備・機能充実、利用の向上をはかります。
- ・ 都心部からの参加者を対象としたエコツアー（p60 用語解説参照）やウォーキング・ルートとしての活用など、自然を活かしたレクリエーションの振興も検討していきます。

里山の保全・活用

【関係施策】

- ・ 里山林の維持管理に関する技術指導、人材育成、機材貸出などの支援制度の導入について検討していきます。
- ・ 民有樹林地所有者と、里山林管理に関心のある市民団体や企業・事業者の CSR 活動（p42 用語解説参照）とのマッチングによる里山林の維持管理活動を促進するしくみ作りについて検討します。
- ・ 市民団体、地域コミュニティなどによる自然環境保全・再生に関わる活動の支援をはかります。
- ・ 樹林地管理など、自然環境の保全・再生活動に関わるリーダー、コーディネーターなどの人材育成について検討します。
- ・ 企業における CSR 活動（p42 用語解説参照）や研修としての雑木林の維持管理、アダプト制度（p50 用語解説参照）への参加などの実施状況やニーズについての情報を集めるとともに、市内における提供可能内容や実施可能な場所などについて検討します。

- 市内の里地里山の維持管理に市民が参画するイベントや講習会、しくみづくりについて検討を進めます。
- 農薬や化学肥料の使用量を抑えた、市内における環境保全型農業の拡充をはかります。
- 市内および近隣地域で生産された農産物の消費（地産地消）を推進します。
- 環境保全型農産物のもつ環境にも人もやさしいという付加価値の普及 PR を進めます。
- 剪定枝、廃材などを有効活用するバイオマス・エネルギーの導入など、資源循環型の地域づくりを検討していきます。

環境教育・学習の推進

【関係施策】

- 市内の全公立小中学校・幼稚園保育園などにおける生きものをはぐくむ校庭・園庭の整備を検討します。
- 自然環境の学習、体験活動の推進に資する拠点施設（稻城ふれあいの森、城山体験学習館、環境学習センターなど）の整備・機能充実、利用の向上をはかります。
- 市内の自然環境、生息する動植物の調査を行うための「稻城市生きものフォト調査-市民調査マニュアル-」を作成し、市民参加による生きものの情報の収集・蓄積・活用をはかります。
- 市が毎年発行している稻城市環境白書「稻城市的環境」において、市内の生きものの多様性に関する現状・課題や、戦略にもとづく取組の進捗状況を報告していきます。
- 市広報およびその環境特集号において、市内の生きものの多様性に関する現状・課題や、戦略にもとづく取組の進捗状況を適宜報告、情報提供していきます。
- 市ホームページ内に生物多様性・自然に関する専門ページの運営を推進します。
- 市民祭へのブース出展など、イベントの場を活かした普及啓発を推進します。
- 市内小中学校の教育の一環として、自然環境、生息する動植物の調査を行う「稻城市生きものフォト調査-市民調査マニュアル-」の活用などによる身近な自然への关心・理解が進む学習プログラムの導入について、検討します。
- 自然環境、生息する動植物の調査を行う「稻城市生きものフォト調査-市民調査マニュアル-」を活用した市内小中学校などによる生きもの調査の実施や、調査結果を活かした生きものマップ作成を検討します。

重点プロジェクト2

暮らしのとなりでビオトープ・プロジェクト

住宅地や商業地域など、縁が少なく途切れがちな地域において、大々的な自然の保全・再生ではなく、「ちょっとした空間」を活かしたビオトープ（生きものの生息空間）づくりを行うことで周辺の自然拠点とつながりを持ち、風の通り道ができ、生きものが訪れるまちづくりを進めます。

オオキンケイギク防除・野原再生

【関係施策】

- 市内に侵入・増殖し、地域の生態系に悪影響を与える恐れがある外来種については、駆除など必要な対策を検討します。
- 「稻城市樹木花卉植栽計画」や「植栽時における在来種選定ガイドライン～生物多様性に配慮した植栽を目指して～」(平成26年5月東京都)に基づき、地域の在来種の選定や多様な種の組み合わせによる植栽の実施など、生物多様性に配慮した植栽を行います。
- 植栽に使用する種や苗は、できる限り近い地域・同流域の種苗を元に育成されたものの選定を検討します。

コラム

稻城市内のオオキンケイギク

オオキンケイギク

北アメリカ原産の外来種・オオキンケイギクは、「外来生物法」(p42 用語解説参照)で生態系などに被害をおよぼすもの、あるいはそのおそれがある「特定外来生物」に指定されています。

きれいな花と繁殖力の強さから花観賞用・緑化用として導入され、現在では日本全国に分布しています。

稻城市内でもいたるところに生育し、特に豊谷戸大橋付近では大群落を形成しており、在来植物への影響が懸念されます。

豊谷戸大橋付近のオオキンケイギクの群落



ちょこっとビオトープ

【関係施策】

- ・ チョウや鳥が訪れる庭づくりなど、楽しみながら個人の庭やベランダに生きものの生息空間を創出する「ビオトープ・ガーデン」の取組やそのコンクールなどの導入について、検討を行います。
- ・ 花いっぱい運動などで配布する種子・苗についても、在来種の活用を検討します。
- ・ 公共下水道（汚水）の整備を進めるとともに、公共下水道への接続を促進することにより、水質を保全します。

生きものの道づくり

【関係施策】

- ・ 土地区画整理事業や道路の整備・再整備に際しては、自然のまとまり・つながりを分断しないルート設定に留意します。
- ・ 野生動物の移動経路を道路整備によって分断せざるを得ない場合は、安全な道路横断のためのアンダーパス、オーバーパスなどの整備を検討します。



重点プロジェクト3

「つなげる！伝える！」市民プロジェクト

市が主導して進める「重点プロジェクト1・2」に対し、稻城市民自身が行動の主体として進める「市民プロジェクト」として、5年後を目標に「実践」する以下の2つの取組を進めませんか？

(※ここで「市民」とは、稻城市内在住・在学・在勤のすべての人をさします。)

「生物多様性」を稻城市民の「当たり前」にする！

市民意識調査などにおける稻城市民の51%以上が、「生物多様性の意味を知っている」と答えられるように、生物多様性の普及をはかります。

※市民の皆さんに取組んでいただきたい取組例を下記に示します。

＜具体的な取組（例）＞

- ・ 家族や近所の人と稻城市の自然について話します。
- ・ 買い物をする時には、地域の農産物や環境保全型農産物、生物多様性に配慮して作られている商品を優先して購入します。
- ・ 生きものをテーマとしたイベントを市民団体などで開催し、生きものの多様性や自然の大切さについて、参加者に伝えます。

「ちょこっとビオトープ」を増やす！

庭先や近所の公園のちょっとした空間を活かし、雑木林や公園、水辺などの空間につなげる「飛び石」となる生きものの生息・寄り道環境を創り出します。

※市民の皆さんに取組んでいただきたい取組例を下記に示します。

＜具体的な取組（例）＞

- ・ 自宅の庭やベランダに生きものの生息空間「ちょこっとビオトープ」を作ります。(屋敷林の保全、在来種による植栽、鳥や昆虫の餌となる草木の植栽、生垣の整備など)
- ・ アダプト制度など既存の制度などを活用し、「ちょこっとビオトープ」の考え方にもとづく、生態系に配慮した公共施設の管理を通じ、ビオトープの創出に努めます。